



## 花の里こども園に通園する 町内在住の全ての児童の**保育料・給食費が無償化** となっています

令和元年10月から国が実施する幼児教育・保育の無償化制度により、3歳から5歳（1号認定・2号認定）のお子さんの保育料が無償となりました。また給食費は、本来国の制度の対象外ですが、町独自に全額助成しています。

月形町では、この制度に加え、町内に住民登録がある0歳から2歳（3号認定）のお子さんについても保育料・給食費を全額無償とし、月形町認定こども園「花の里こども園」に通園する全てのお子さんの保育料・給食費が無償化となっています。

### （1）無償化の対象となる経費

月形町から教育・保育給付認定を受けたお子さんのうち「花の里こども園」に通園するお子さんの保育料・給食費

※教育・保育給付認定…1号認定、2号認定、3号認定

### （2）無償化対象者

月形町に住民登録がある、0歳6ヶ月から6歳（満6歳に達する以後最初の3月31日）までのお子さん

### （3）無償化の対象とならない経費

- ・ 一時的保育事業の保育料・給食費等の費用
  - ・ 預かり保育事業の保育料・軽食及びおやつ代
- （1号認定のお子さん対象）
- ・ 延長型保育サービス事業の保育料・軽食及びおやつ代
- （2号認定・3号認定のお子さん対象）



— お問い合わせ先 —  
月形町保健福祉課地域福祉係（保健センター内）  
☎53-3155（IP電話共通）

